

3 規制基準

規制基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、設定されている「環境基準」を達成することを目標に、公害等の発生源からである工場等から排出される大気や水質などの排出濃度及び発生する騒音や振動の大きさなどを規制する基準です。

規制基準の詳細内容については、環境省のホームページで公開されています。

法 律 名	ホームページアドレス
大気汚染防止法	https://www.env.go.jp/air/osen/law/index.html
水質汚濁防止法	https://www.env.go.jp/water/mizu.html
騒音規制法	https://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html
振動規制法	https://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html
悪臭防止法	https://www.env.go.jp/air/akushu/low-gaiyo.html
ダイオキシン類対策特別措置法	https://www.env.go.jp/air/dioxin/dioxin.html

(1) 大気汚染防止法

昭和43年 6月10日法律第97号
改正 令和 4年 6月17日法律第68号

① 硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

q : 硫黄酸化物 (単位 : 0℃、1 気圧の状態に換算したNm³/時)
K : 10 (釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区はK = 17.5)
He : 補正された排出口の高さ (単位 : m)

② ばいじん

主な施設の種類	使用燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準酸素濃度 On (%)	排出基準値（設置年月日別）（単位:g/Nm ³ ）			当分の間 適用猶予 On
				S57.5.31以前			
				S57.6.1以降			
				S60.9.10以降			
				H2.9.10以降			
ボイラー (伝熱面積10m ² 以上のもの)	ガス専焼	4万以上	5	0.05			－
		4万未満	5	0.10			
	液体燃焼※1	20万以上	4	0.07	0.05		－
		4万～20万	4	0.18	0.15		
		1万～4万	4	0.25			
	石炭燃焼	1万未満	O s	0.30			4
		20万以上	6	0.15※2	0.10		－
		4万～20万	6	0.25※2	0.20		
4万未満	6	0.35※2	0.30				
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で燃焼能力 50 ℓ /h(重油換算)以上のもの)	ガス専焼		O s	当分の間適用猶予			－
	液体燃焼※3		O s	当分の間 適用猶予	0.50	0.30	4
	石炭燃焼		6	適用猶予	0.50	0.30	－
主な施設の種類	焼却能力	標準酸素濃度 On (%)	排出基準値（設置年月日）（単位:g/Nm ³ ）				
			H10.6.30以前		H10.7.1以降		
廃棄物焼却炉 (火格子面積2m ² 以上のもの)	4 t/h以上	12	0.08		0.04		
	2～4 t/h		0.15		0.08		
	0.2～2 t/h		0.25		0.15		

備考 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された値である。

$$C = \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{Os}} \times \text{Cs}$$

C : ばいじんの量(g/Nm³)
On : 標準酸素濃度(%)上表のOn欄のとおりとする。
Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)。ただし、20%を超える場合は20%とする。
Cs : ばいじんの実測値(g/Nm³)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。
※2 H7.7.2までの間、発熱量が5,000kcal/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量が5,500kcal/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間0.45とする。
※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料 (A 重油、灯油、軽油) を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用猶予。

③ 窒素酸化物

主な施設の種類	使用燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準 酸素 濃度 On (%)	排出基準値（設置年月日別）（単位:ppm）				
				S48.8.9以前				
				S48.8.10以降				
				S50.12.10以降				
				S52.6.18以降				
				S52.9.10以降				
				S54.8.10以降				
S60.8.10以降								
H2.9.10以降								
ボイラー (伝熱面積10m ² 以上のもの)	ガス専焼	50万以上	5	130	100	60		
		10万～50万		130	100			
		4万～10万		130		100		
		1万～4万		150	130			
		1万未満		150				
	液体燃焼※1※2	50万以上	4	180	150	130		
		4万～50万		190	180	150		
		1万～4万		230	150			
		1万未満		250		180		
		小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で 燃焼能力50 ℓ /h(重油 換算)以上のもの)		固体燃料		6	当分の間適用猶予	
液体燃焼※3			4	300	260			
乾燥炉※4			16	250			230	
廃棄物焼却炉※5	連続炉	4万以上	12	300			250	
		4万未満		300			250	
	連続炉 以外	4万以上		－			250	

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

C：窒素酸化物の濃度(ppm)

On：標準酸素濃度(%)上表のOn欄のとおりとする。

Os：排出ガス中の酸素濃度(%)。ただし、20%を超える場合は20%とする。

Cs：窒素酸化物の実測値(ppm)

- (注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。
※2 液体燃焼のうちS52.9.10前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のは適用除外。
※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油、ガス等）を燃料とするものは適用除外。
※4 乾燥炉は、銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリ磷酸ナトリウム製造用のものを除く。
※5 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの（連続式に限る）及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が4万m³未満の連続炉に限る）以外の廃棄物焼却炉。

④ 水銀

対象施設	水銀排出施設	施設の規模・要件	排出基準(μg/Nm ³)※1	
			新規施設	既存施設※2
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専燃ボイラー	●伝熱面積10m ² 以上 ●燃焼能力※350L/h以上	8	10
	大型石炭混燃ボイラー			
	小型石炭混燃ボイラー※4		10	15
廃棄物の焼却施設	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	●火格子面積2m ² 以上 ●焼却能力200kg/h以上	30	50

- (注) ※1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準を適用
※2 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む）
※3 パーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
※4 パーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で10万L/未満のもの

(2) 水質汚濁防止法

昭和45年12月25日法律第138号
改正 令和 4年 6月17日法律第 68号

① 一律排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物※ ¹	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L

有害物質の種類	許容限度
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物※ ²	10mg/L(230mg/L)
ふっ素及びその化合物※ ²	8mg/L(15mg/L)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考「検出されないこと」とは、規定の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回することをいう。

(注) ※¹ パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る

※² ほう素及びふっ素については、海域に排出する場合、括弧内の数値を適用する。

※³ アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (河川湖沼) 5.0～9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
磷	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

項目	許容限度
n-ヘキサン抽出物質含有量	5mg/L (鉱油類) 30mg/L (動植物油脂類)
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L

備考 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

② 上乗せ排水基準(釧路市関係のみ)

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

(昭和47年4月3日北海道条例第27号)

上乗せ排水基準とは、都道府県が水質汚濁法に基づき条例で定める排水基準です。

一律排水基準では、水質汚濁を防ぐには不十分と認められる水域について、より厳しい排水基準が適用されます。

ア 有害物質に係る排水基準

適用 区域	業種又は施設	許容限度 (mg/L)					
		カドミウム 及びその化合物	シアン 化合物	有機リン 化合物	六価クロム 化合物	砒素及び その化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物
釧路 海域	全業種 (化学肥料製造業を除く) (2,000m ³ /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	化学肥料製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
阿寒湖 水域	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

イ 生活環境項目に係る排水基準

適用区域	業 種 又 は 施 設		許容限度 (mg/L) (() 内は日間平均)	
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)
釧路川水域	乳製品製造業 (1,000 m ³ /日以上)		80 (60)	70 (50)
	水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)		2,600 (2,000)	—
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)		2,600 (2,000)	—
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)		40 (30)	90 (70)
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)	昭和46年9月23日以前に設置されたもの	120 (90)	—
		昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの	80 (60)	—
		昭和47年10月1日以後に設置されたもの	40 (30)	90 (70)
阿寒川水域	肉製品製造業		80 (60)	70 (50)
	水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)		2,600 (2,000)	—
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)		2,600 (2,000)	—
	と畜業			70 (50)
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)		40 (30)	90 (70)
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)		40 (30)	90 (70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		(20)	(70)

適用区域	業 種 又 は 施 設		許容限度 (mg/L) (() 内は日間平均)	
			化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)
釧路海域 (旧釧路川の部分を除く)	水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)		1,300 (1,000)	—
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)		780 (600)	—
	パルプ製造業		—	90 (70)
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)	昭和46年9月23日以前に設置されたもの	120 (90)	—
		昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの	80 (60)	—
		昭和47年10月1日以後に設置されたもの	40 (30)	90 (70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		(20)	(70)
阿寒湖水域	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)		40 (30)	90 (70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		(20)	(70)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排出基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

(注) 業種又は施設の欄の () 内の「〇〇m³/日以上」、「〇〇m³/日以上〇〇m³/日未満」は、上乗せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排出水の量を表す。

【参考】適用区域の範囲

名称	範 囲
釧路海域	釧路市新野と白糖町コイトイの境界の陸岸と同地点から南に3,000mの地点を結ぶ線、同地点と春採川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域 (釧路川水域 (旧釧路川の部分を除く) 及び阿寒川水域を除く)

(3) 騒音規制法

昭和43年 6月10日法律第98号
改正 令和 4年 6月17日法律第68号

① 特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第90号）

時間区分 区域区分	朝 夕	昼 間	夜 間
	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	40 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	45 dB	55 dB	40 dB
第3種区域	55 dB	65 dB	50 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	60 dB

(注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 dB	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を 超えないこと	14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと

(注) 1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。
2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

（平成12年3月2日 総理府令第15号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

（等価騒音レベル L_{Aeq} ）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6～22 時	夜間 22～翌日 6 時
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下

備考 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

（等価騒音レベル L_{Aeq} ）

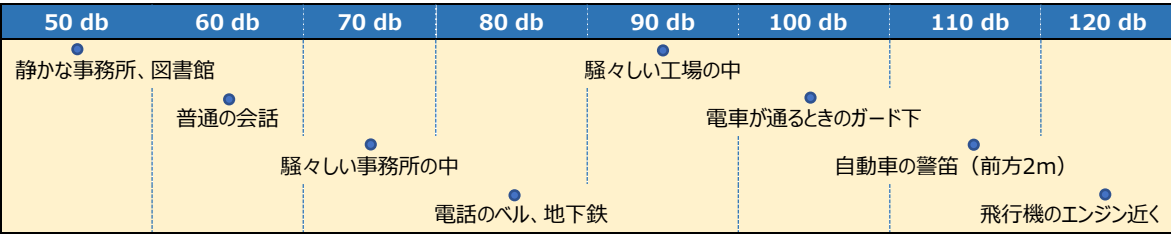
要請限度		備 考
昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時	
75 dB 以下	70 dB 以下	2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から 15 メートル、2 車線を 超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 20 メートルまでの範囲をいう。

（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

市長が定める区域の区分	
A区域	騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る）
B区域	指定地域のうち、第2種区域（A区域として定める地域を除く）
C区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という）を除く）及び第4種区域（工業専用地域を除く）

【参考】 騒音の大きさの例

単位：dB（デシベル）



(4) 振動規制法

昭和51年 6月10日法律第64号
改正 令和 4年 6月17日法律第68号

① 特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第91号）

時間区分 区域区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～翌日8:00
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- (注) 1 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。
2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内に
おいては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

② 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月10日総理府令第58号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所にお ける作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 dB	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を 超えないこと	14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと

- (注) 1 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。
2 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

③ 道路交通振動に係る要請限度

時間区分 区域区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～翌日8:00
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

【参考】 振動の大きさの例 単位：dB（デシベル）

55 dB	60 dB	70 dB	80 dB	90 dB
震度0	震度1	震度2	震度3	震度4
人体に感じられない	特に敏感な人に感じる程度	戸・障子がわずかに動く	電灯が相当揺れる	花瓶が倒れる

(5) 悪臭防止法

昭和46年 6月 1日法律第91号
改正 令和 4年 6月17日法律第68号

物質の濃度による悪臭の規制基準 (平成24年3月30日釧路市告示第92号)

特定悪臭物質	基準値		
	敷地境界線(ppm) A区域	気体排出施設の排出口 (m³N)	排出水(mg/L)
アンモニア	1	※1	—
メチルメルカプタン	0.002	—	※2
硫化水素	0.02	※1	※2
硫化メチル	0.01	—	※2
二硫化メチル	0.009	—	※2
トリメチルアミン	0.005	※1	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	※1	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	※1	—
イソブチルアルデヒド	0.02	※1	—
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	※1	—
イソパレルアルデヒド	0.003	※1	—
イソブタノール	0.9	※1	—
酢酸エチル	3	※1	—
メチルイソブチルケトン	1	※1	—
トルエン	10	※1	—
スチレン	0.4	—	—
キシレン	1	※1	—
プロピオン酸	0.03	—	—
ノルマル酪酸	0.001	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—

(注) 1 敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度法と濃度との関係から定められており、釧路市のA区域は臭気強度2.5に対応する濃度である。
2 「※1」気体排出施設の排出口の基準値は、敷地境界線の基準値、排出口の高さ及び排出ガスの流量等を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第3条に基づいて算出する。
3 「※2」排出水の基準値は、敷地境界線の基準値、悪臭防止法施行規則の別表第2に掲げる値を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第4条に基づいて算出する。

【参考】官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和59年3月31日北海道制定）に定める指導基準値

① 工場等の敷地境界の場合

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

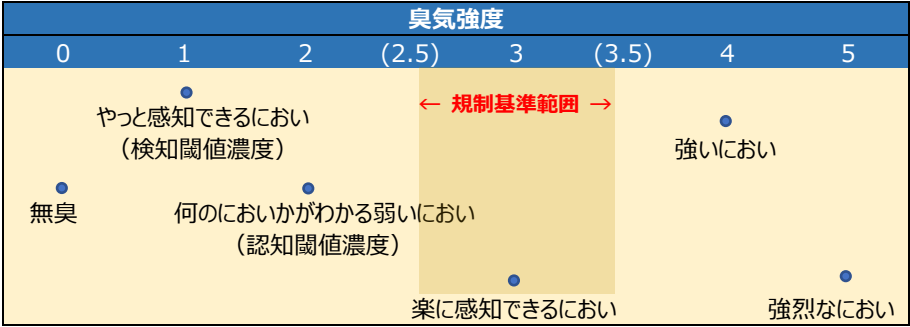
② 工場等の気体排出口の場合

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

(注) 1 区域区分 (A,B,C) は、悪臭防止法に基づき北海道が定めた区域区分であり、釧路市はA区域である。
2 臭気指数とは、においのある空気は無臭の空気と臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率 (臭気濃度) を次式で変換したものである。
$$Z=10\log Y$$
$$Y: \text{臭気濃度}$$
$$Z: \text{臭気指数}$$

3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

【参考】6段階臭気強度表示法



(6) ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年 7月16日法律第105号
改正 令和 4年 6月17日法律第 68号

① 大気排出基準 (単位 ng-TEQ/m³N)

施 設	規 模 等	基準値
焼結炉（鉄鋼の製造の用に供するものに限る）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1
製鋼の用に供する電気炉（鉄鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・溶解炉・乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉：原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉：容量が1トン以上のもの	1
廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの）	焼却能力が1時間当たり4トン以上	0.1
	焼却能力が1時間当たり2トン以上4トン未満	1
	焼却能力が1時間当たり2トンkg未満	5

※ 1ng（ナノグラム）は10億分の1グラム

② 水質排出基準 (単位 pg-TEQ/L)

施 設	基準値
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9 四－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10 ニ・三－ジクロロ－・四－ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11 ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18 水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※ 1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

(7) 釧路市公害防止条例

平成17年釧路市条例第136号

釧路市公害防止条例では、大気汚染防止法の対象外となる小型のボイラーから排出されるいおう酸化物と騒音規制法の指定地域内に設置される定格出力が一定規模以上の固定式エンジンやジーゼル発電機などから発生する騒音について、規制基準を定めています。

- ① いおう酸化物 実際のいおう酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : いおう酸化物 (単位 : 0°C 、1 気圧の状態に換算した $\text{Nm}^3/\text{時}$)

K : 10 (釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区は $K = 17.5$)

He : 補正された排出口の高さ (単位 : m)

【参考】 特定施設 (いおう酸化物発生施設)

施設名	規 模
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満のもの。 ただし、使用燃料のいおう化合物の含有量が0.05パーセント以下のものは除く。

- ② 特定工場において発生する騒音の規制基準

時間区分 区域区分	朝 夕	昼 間	夜 間
	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	40 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	45 dB	55 dB	40 dB
第3種区域	55 dB	65 dB	50 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	60 dB

(注) 1 「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」「第4種区域」とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

2 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

【参考】 特定施設 (騒音発生施設)

番号	施設名	規 模
1	ジーゼル、ガソリン、エンジン	定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
3	冷凍機	原動機の定格出力が75キロワット以上のもの
4	丸のこ・帯のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
5	かな盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、3.75キロワット未満のもの